

上小岩小学校 P T A 規約

(名称および事務所)

第一条 この会は、上小岩小学校 P T A といい、事務所を上小岩小学校内に置く。

(目的)

第二条 この会は、保護者と学校職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図り、併せて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

(活動方針)

第三条 この会、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育および福祉のために活動する他の団体、機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
- 3 資金活動は P T A 本来の目的のためにのみ行うことができる。ただし、事前に運営委員会の承認を得なければならない。

(会員および会計)

第四条 1 この会の会員は、上小岩小学校児童の父母、またはこれに代わる者、及び学校職員のうち、本会の趣旨に賛同し、入会届により加入意思を示した者とする。

- 2 この会の会員は、自分の意思にていつでも退会することができる。その場合には退会届を提出する。
- 3 この会の経費は会費、寄付金およびその他の収入によって支出する。
- 4 会費は月額 250 円とする。会員の会費は児童一人当たり月額 250 円として計算する。また、学校職員の会員の会費も月額 250 円とする。
- 5 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 6 新年度予算が成立しないときは、二ヶ月間の暫定運用を行い、その後最初に開かれる運営委員会に報告する。

(役員及び役員の選出)

第五条 1 この会の役員は、会長 1 名、副会長若干名（そのうち 1 名を副校長とする）、書記・会計・総務若干名とし、うち書記 1 名と会計 1 名は、学校職員とする。

- 2 役員は総会で選出され、任期は 1 年とする。原則、役員を連続して務める期間は 3 年を超えてはならないが、総会での承認があれば重任を妨げない。
- 3 推薦委員会は、1～5 年までの各学年学級委員と役員数名により構成し、会員の立候補および推薦により各役員候補者の指名を、年度最後の運営委員会の少なくとも 1 週間前までに行う。ただし、職員側役員は学校長が新年度に会長に推薦する。
- 4 年度中の役員の変動は役員会で決定し、運営委員会に報告する。
- 5 本部役員を 2 年連続で務め辞めた時、次年度から最高連続 2 年間その家庭は、本部役員・委員会・P T A お手伝い係を免除することができる。3 年以上連続で務めた場合、永年にわたりその家庭は、本校の本部役員・委員会・P T A お手伝い係を免除することができる。

細則：①本部役員を務める年数は、その家庭の児童が在校中なら連続しても良い。

②本部役員を辞めて免除を受ける年が、次々年度以降及び連続しない 2 年間は認めない。

③本部役員を 2 年以上連続で務め 6 年生の時に免除を受け、次年度新入生で入学の場合は継続して免除を受けられる。

(役員の仕事)

- 第六条 1 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
 - 3 書記は総会、委員総会、運営委員会の記録を行う。
 - 4 総務は総会、委員総会、運営委員会等の庶務を行う。
 - 5 会計は会計事務を処理し、この会の物品を管理する。

(会計監査)

- 第七条 1 この会の会計監査を2名おき、会計を監査する。
- 2 会計監査の任期及び選出は、第五条第2項、第3項に準じて行う。

(会議)

- 第八条 1 総会は年に1回以上開き、年度計画、年度予算、会計会務の報告、役員等の選出その他の必要な事項を審議し、最高の決議機関とする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 総会の定足数は会員の1/5とする。
- 2 委員総会は年に1回以上開き、総会に次ぐ決議機関とする。
定足数は1/2とする。

(委員会)

- 第九条 1 運営委員会は全役員、学年代表をもって構成し、学年学級委員会の活動を調整し、その他緊急な事項を処理する。
- 2 常任委員会として学年学級委員会を設ける。当該委員会は、学年学級の会合を開き、年度計画に基づいて学年学級の活動に従事する。
 - 3 (1) 特別委員会は必要に応じて設け、目的達成後は解散する。
(2) 特別委員会は会長が運営委員会に諮り、指名する。
 - 4 (1) 常任委員会および特別委員会に委員長1名、必要に応じて副委員長若干名を置く。
(2) 学年代表は、各学年の常任委員中より互選し、PTA会長が承認し任命する。
(3) 委員長、副委員長は、常任委員より互選し、PTA会長が承認し任命する。
(4) 常任委員会には学校職員が加わるものとする。

(細則の成立および改廃)

- 第十条 この会の運営に必要な細則の成立および改廃は、運営委員会において出席者の2/3以上の賛成を必要とする。なお、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(改正と実施)

- 第十一条 この規約の改正は、総会において出席者の1/2以上の賛成を必要とする。
この規約は、総会后実施する。

(細則)

- 1 前年度の役員その他の運営委員は新年度の第一回総会まで、新年度の役員等からの相談に応じる等の方法で協力する。
- 2 PTA会費は月額250円を6月で一括徴収する。転入、転出児童については、1日でも在籍した月単位で精算する。
- 3 退会日は、退会届を受理した日とする。会費の返金は、退会届の受理後、翌月以降に行う。返金額は、退会日の翌月以降から年度末(3月)までの会費相当額とする。

表彰ならびに慶弔規定

この規定で、役員とは会長・副会長・書記・会計、委員とは常任委員、職員とは学校職員をいう。会計監査は役員に含める。

第一章 表彰

第一条 職員が1年以上本校に在籍して転任または退職したときには、記念品を贈呈する。

第二章 慶弔

第一条 職員が在籍中に死亡したときには、金一万円の弔慰金及び供花一基を贈る。

第二条 会員が死亡したときには、金三万円の弔慰金を贈る。

第三条 在学児童が死亡したときには、金三万円の弔慰金を贈る。

第四条 役員、委員及び職員が1ヶ月以上の病気により療養したとき、または災害を受けたときは、その程度に応じ見舞金を贈る。

第五条 この規定を施行するにあたり、特に考慮を要する事項、及びこの規定以外の必要な事項は運営委員会に諮り決定する。

附 則

昭和58年	4月	1日	施行
平成26年	5月	7日	改正
令和2年	7月	27日	改正
令和7年	4月	1日	改正
令和8年	4月	1日	改正